

保 499 号 法 ニュース

保土ヶ谷、旭、瀬谷
2,600 社の情報発信
ほほうニュース

2022
7
月号

リニューアル
しました!

公益社団法人
保土ヶ谷法人会

<https://hodogayahojinkai.or.jp/>



TOPICS

- ◆第10回通常総会開催される
- ◆法人会の各種行事
- ◆税務署からのお知らせ

目次

- ◆第10回通常総会開催 2～5
- ◆法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項 6～7
- ◆福利厚生制度推進連絡協議会／委員会紹介 8
- ◆支部連合会事業報告会／全国女性フォーラム・静岡大会 9
- ◆インボイス制度のご案内 10
- ◆税理士会からのご案内／新入会員紹介(4～5月入会分) 11
- ◆行事カレンダー／編集雑記 12

7・8月カレンダー

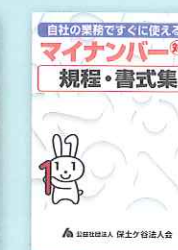
日	時	行 事 等	会 場	
1	金	14:00	税制セミナー	オンライン ★
5	火	9:15	女性部会・企業見学・研修会&昼食会	横浜銀行本店他
6	水	8:30	帷子川自然科学教室	川井小学校
11	月		6月分源泉所得税の納付期限	●
13	水	13:30	税務相談	保土ヶ谷法人会会議室
20	水	17:00	事業主・社員向け研修会	オンライン ★
26	火	13:30	決算法人研修会	オンライン ★
27	水	9:30	インボイス・電子帳簿保存法説明会	オンライン ★
28	木	14:00	新設法人説明会	保土ヶ谷法人会会議室 ★
1	月		5月決算法人の確定申告の申告・納税期限 (法人税・消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人市県民税) 11月決算法人の中間申告(予定申告)の申告・納付期限	●
4	木	19:30	ディナークルーズ「マリーンルージュ」	ピア赤レンガ
10	水		7月分源泉所得税の納付期限	●
13	水	13:30	税務相談	保土ヶ谷法人会会議室
23	火	13:30	決算法人研修会	オンライン ★
24	水	9:30	インボイス・電子帳簿保存法説明会	オンライン ★
24	水	17:00	事業主・社員向け研修会	オンライン ★
31	水		6月決算法人の確定申告の申告・納税期限 (法人税・消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人市県民税) 12月決算法人の中間申告(予定申告)の申告・納付期限	●

★…どなたでもご参加いただけます ●…税務関係の予定

全て
無料

以下の書籍をご希望の方は、事務局までお申込みください。

申込用紙はHPにあります。TOP→法人会の活動→会報・書籍→会報・書籍申込フォーム



■編集雑記■

今年の夏は「非常に暑い」と長期予報で言われています。去年も暑かったのに更に暑いとなると…。考えただけでもゾッとします。世界的に見ても、干ばつや熱波、台風などの大雨、年々異常気象が酷くなっている感じがします。皆さん、自然災害などに備えて、今一度、ハザードマップ・避難場所の確認、非常用持ち出しバッグの準備、食料・飲料の備蓄を再確認しておきましょう。「備えあれば憂いなし」ですね。(竹内)

保法ニュース 第499号 令和4年7月1日発行

発行所：公益社団法人保土ヶ谷法人会 編集：広報委員会
〒240-0023 横浜市保土ヶ谷区岩井町11 ダイアナプラザビル401号
TEL：045-332-4360 FAX：045-333-5802

※ e-Tax ご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16 加入組合等の状況」欄に(公社)保土ヶ谷法人会と入力してください。

この会員証は法人税確定申告書の別表1の欄外にお貼りください。

公益社団法人 保土ヶ谷法人会々員

可決された議案と主な報告事項など

〔第1号議案〕 令和3年度 事業報告並びに計算書類及び付属明細書承認の件

事業報告

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

事業区分	行事名	出席者数
公益目的事業	新設法人説明会	31名
	決算法人研修会	129名
	税制セミナー ※2	
	年末調整事務研修会	45名
	租税教室	78名
	納税意識の高揚を目的とする事業 (公益1-2)	
	区民まつりへの参加 ※1	
	税に関する絵はがきコンクール	58枚
	広報誌による税情報の発信	
	税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出	4名
	全国女性フォーラム	3名
	全国青年の集い	3名
	地域企業の健全な発展に資する事業 (公益2)	
	初級簿記講習会	延 40名
	パソコンセミナー	1,212名
	社員向け研修会	89名
	通常総会記念講演会 ※1	
	エコキャップ収集事業	
	県法連地域社会貢献運動 ※1	
	健康セミナー ※2	
相互扶助等事業	異業種研修会 ※2	17名
	夏期保法セミナー ※1	
	帷子川自然科学教室 ※2	350名
	合同研修会 ※2	75名
	普通救命講習会 ※2	
	チャリティー演奏会 ※1	
	無料税務相談	9名
	各種福利厚生制度の推進	随 時
	健康診断・生活習慣病健診・人間ドックの受診促進	随 時
	提携施設の利用促進と提携拡大	随 時

※1) COVID-19感染予防により中止または延期
※2) COVID-19感染予防により代替にて実施

正味財産増減計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I. 一般正味財産増減の部				II. 指定正味財産増減の部			
1. 経常増減の部				受取補助金等	18,408,300	19,185,400	▲777,100
(1) 経常収益				受取全法連助成金	18,408,300	19,185,400	▲777,100
特定資産運用益	2,195	9,090	▲6,895	一般正味財産への振替額	▲18,408,300	▲19,185,400	777,100
受取会費	27,434,680	27,427,450	7,230	一般正味財産への振替額	▲18,408,300	▲19,185,400	777,100
事業収益	265,021	283,374	▲18,353	当期指定正味財産増減額	0	0	0
受取補助金	20,308,930	21,380,600	▲1,071,670	指定正味財産期首残高	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	指定正味財産期末残高	0	0	0
雑収益	10,169	1,015,393	▲1,005,224	III. 基金増減の部			
経常収益計	48,020,995	50,115,907	▲2,094,912	当期基金増減額	0	0	0
(2) 経常費用				基金期首残高	0	0	0
事業費	31,695,093	28,874,072	2,821,021	基金期末残高	0	0	0
管理費	6,818,371	5,676,319	1,142,052	IV. 正味財産期末残高	131,074,734	121,661,603	9,413,131
経常費用計	38,513,464	34,550,391	3,963,073				
当期経常増減額	9,507,531	15,565,516	▲6,057,985				
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	0	0	0				
(2) 経常外費用							
経常外費用計	0	0	0				
当期経常外増減額	0	0	0				
税引前当期一般正味財産増減額	9,507,531	15,565,516	▲6,057,985				
法人税、住民税及び事業税	94,400	95,500	▲1,100				
当期一般正味財産増減額	9,413,131	15,470,016	▲6,056,885				
一般正味財産期首残高	121,661,603	106,191,587	15,470,016				
一般正味財産期末残高	131,074,734	121,661,603	9,413,131				

第10回通常総会を開催

上程議案すべて可決承認

6月14日(火) 公益社団法人
保土ヶ谷法人会 第10回通常総会
がホテル横浜キャメロットジャ
パンにおいて、開催されました。

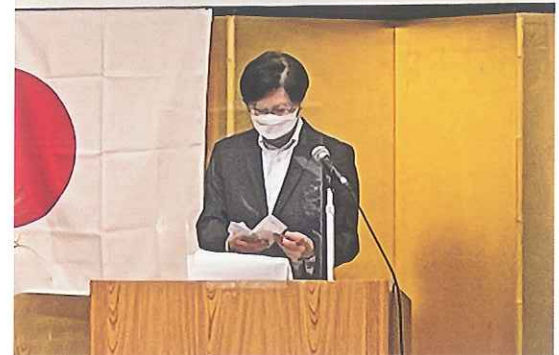


議原会長による代表挨拶

今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止を勘案し、充分に考慮された中で会が執り行われました。総会そのものは、慎重に審議と検討が行われ、上程議案は全て承認されました。

冒頭に議原会長が新型コロナウイルス感染により亡くなられた方々、感染された方々へのお見舞い、また、ロシアによるウクライナへの軍事介入の懸念と早期終結の願いを述べられ、法人会としては令和4年度税制改正への提言で一定の成果があったことが報告されました。さらに、新型コロナウイルスの影響で自粛していた活動を従来の形を変えて果敢にチャレンジし、公益事業や地域に根ざした社会貢献活動を活発化させる主旨のお話がありました。昨年度に引き続き組織力強化と会員増強が重要課題と提言され、先行きが不透明な時代と局面を「七転び八起き」の精

公益社団法人 保土ヶ谷



保土ヶ谷税務署署長 山根様の祝辞

神で粘り強く乗り越えていきましょー」とご挨拶された後、第1号議案「令和3年度事業報告並びに計算書類及び附属明細書承認の件」の説明が行なわれ、監査報告を経て、第1号報告「令和4年度事業計画の件」、第2号報告「令和4年度収支予算の件」の報告が行われました。

その後、保土ヶ谷税務署署長 山根直紀様より、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、様々な活動を展開していただいたことは、社会における税知識の普及や納税道義の高揚のみならず、次世代への租税教育の推進や地域の更なる発展にもつ

通常総会の様子は
QRコードで
ご覧になれます。



総会の様子

ながるもので、心より敬意を表しますとともに引き続き事業活動に積極的に取り組んでいただきますことをご期待申し上げますとのご祝辞をいただきました。最後に、祝電を披露後、閉会となりました。

貸借対照表

(令和4年3月31日 現在)

(資産の部)		(負債の部)	
1. 流動資産		1. 流動負債	
流動資産合計	9,180,456	流動負債合計	1,177,175
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 特定資産		固定負債合計	4,108,184
特定資産合計	113,210,545	負債合計	5,285,359
(2) その他の固定資産		(正味財産の部)	
その他の固定資産合計	13,969,092	一般正味財産	131,074,734
固定資産合計	127,179,637	正味財産合計	131,074,734
資産合計	136,360,093	負債及び正味財産合計	136,360,093

監査報告書

公益社団法人保土ヶ谷法人会
会長 譲 原 純 孝 殿

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。
その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に務めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその付属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。

(2) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和4年4月15日

公益社団法人 保土ヶ谷法人会
監事 細 井 新 一 ㊞
監事 寺 井 享 ㊞
監事 北 井 富美男 ㊞

〔第1号報告〕令和4年度 事業計画の件

事業計画

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

事業区分		行事名
税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業（公益1）	税知識の普及を目的とする事業（公益1-1）	新設法人説明会
		決算法人研修会
		税制セミナー
		年末調整事務研修会
		税に関する絵はがきコンクール
	納税意識の高揚を目的とする事業（公益1-2）	区民まつりへの参加
		租税教室
		広報誌による税情報の発信
		税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出
		全国女性フォーラム
地域企業の健全な発展に資する事業（公益2）	税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業（公益1-3）	全国青年の集い
		簿記講習会
		パソコンセミナー
		社員研修会
地域社会への貢献を目的とする事業（公益3）		夏期保法セミナー
		チャリティー演奏会
		帷子川自然科学教室
		エコキャップ収集事業
		県法連森林再生事業
		合同研修会
		異業種研修会
		健康セミナー
		普通救命講習会
		新年賀詞交歓会
会員の交流及び福利厚生に資するための事業（収益・共益）		無料税務相談
		各種福利厚生制度の推進
		健康診断・生活習慣病健診・人間ドックの受診促進
		提携施設の利用促進と提携拡大

〔第2号報告〕令和4年度 収支予算の件

正味財産増減計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I. 一般正味財産増減の部				II. 指定正味財産増減の部			
1. 経常増減の部				受取補助金等	19,631,700	18,408,300	1,223,400
(1) 経常収益				受取全法連助成金	19,631,700	18,408,300	1,223,400
特定資産運用益	0	0	0	一般正味財産への振替額	▲19,631,700	▲18,408,300	▲1,223,400
受取会費	26,866,800	27,252,000	▲385,200	一般正味財産への振替額	▲19,631,700	▲18,408,300	▲1,223,400
事業収益	1,230,000	1,280,000	▲50,000	当期指定正味財産増減額	0	0	0
受取補助金	21,631,700	20,408,300	1,223,400	指定正味財産期首残高	0	0	0
受取寄付金	150,000	150,000	0	指定正味財産期末残高	0	0	0
雑収益	20,000	669,400	▲649,400	III. 基金増減の部			
経常収益計	49,898,500	49,759,700	138,800	当期基金増減額	0	0	0
(2) 経常費用				基金期首残高	0	0	0
事業費	42,271,446	42,245,386	26,060	基金期末残高	0	0	0
管理費	6,661,504	7,323,014	▲661,510	IV. 正味財産期末残高	103,669,693	102,804,143	865,550
経常費用計	48,932,950	49,568,400	▲635,450				
当期経常増減額	965,550	191,300	774,250				
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	0	0	0				
(2) 経常外費用							
経常外費用計	0	0	0				
当期経常外増減額	0	0	0				
税引前当期一般正味財産増減額	965,550	191,300	774,250				
法人税、住民税及び事業税	100,000	100,000	0				
当期一般正味財産増減額	865,550	91,300	774,250				
一般正味財産期首残高	102,804,143	102,712,843	91,300				
一般正味財産期末残高	103,669,693	102,804,143	865,550				

法人会の税制改正に関する 提言の主な実現事項

令和4年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置が抜本的に強化されるとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置が講じられました。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等が見直されました。加えて、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置が講じられました（令和4年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和4年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行っており、今回の改正では、



〔地方税〕

1. 固定資産税の抜本的見直し

法人会提言	改正の概要
・令和3年の全国の公示価格は、コロナの影響等により6年ぶりに下落した。こうした事態を受けて令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。	・土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る）に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（改正前：5%）とする措置が講じられます（都市計画税についても同様）。

〔その他〕

1. 地方のあり方

法人会提言	改正の概要
・地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。	・地方拠点強化税制の適用期限が2年延長されるとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和等が行われました。

第14回 **税に関する絵はがきコンクール** たいほしゅう 大募集!

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを小学生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施いたします。

募集内容

1. テーマ
税に関する絵（例えば、税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など）

2. 応募方法
官製ハガキ裏面に1.のテーマの絵を描いてください
文字・標語の書き入れは濃くはっきりと色ははっきりするもので、**お書き下さい**
表面には、以下の必要事項をご記入ください
1.住所 2.氏名 3.学校名 4.学年・組

3. 応募資格
小学校1～6年生（保土ヶ谷区・旭区・瀬谷区）

4. 応募締切
令和4年10月12日（水）必着

5. 応募点数
児童1名につき1点とします

6. 注意事項
1) 応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します
2) 応募作品の返却はいたしません
3) 応募作品は法人会ホームページやパンフレット等への掲載、または法人会が行う事業において展示することがあります
4) 応募者の個人情報は入選者等への連絡や表彰状の送付、展示など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用します

7. 審査
全ての応募作品を複数の審査員により公正に審査を行い選定いたします

8. 表彰・発表
審査結果（入選作品）は当会ホームページまたは広報誌にて発表するとともに当会事務局を通じてご本人または学校に通知いたします
なお、優秀作品につきましては公益財団法人全国法人会総連合（女性部会）が実施するコンクールに出展します

・保土ヶ谷法人会会長賞 1名
・保土ヶ谷税務署長賞 1名
・保土ヶ谷法人会女性部会長賞 1名
・優秀賞 17名
入選作品は、表彰および副賞を贈呈いたします

9. 応募・お問い合わせ先
〒240-0023
横浜市保土ヶ谷区岩井町11-401
(公社)保土ヶ谷法人会
☎045-332-4360

〈主催〉公益社団法人 保土ヶ谷法人会
URL <https://www.hodogayahojinkai.or.jp/>
公益財団法人 全国法人会総連合
〈後援〉国 税 庁

〔法人課税〕

1. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

法人会提言	改正の概要
・少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。	・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産を除外した上で、その適用期限が2年延長されました。

2. 交際費課税

法人会提言	改正の概要
・交際費課税の特例措置については、適用期限が令和4年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。	・中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額800万円まで損金算入可）の適用期限が2年延長されました。また、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置（資本金の額等が100億円以下の大法人も適用可）についても、適用期限が2年延長されました（中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用）。

〔事業承継税制〕

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・新型コロナウイルスの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである	・非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年延長（令和6年3月末日まで）されました。

厚生委員会

福利厚生制度推進連絡協議会

令和4年4月26日(火)3年ぶりとなる福利厚生制度推進連絡協議会が開催されました。まだまだ新型コロナウイルスの感染状況が落ち着きを見せない中、厚生委員会で検討を重ね、開催できた意義は大きかったと思います。



協議会は理事会後に続く形で譲原会長のあいさつで始まり、協力会社3社の紹介後に、昨年迎えた福利厚生制度50周年で作成された映像「法人会の福利厚生制度50年の歩み」(約7分)を1年遅れとはなりましたが全員で視聴しました。



後半は西山厚生委員長が「福利厚生制度の役割と重要性について」お話しになり、改めて福利厚生制度の重要性を痛感いたしました。続いて協力会社の説明、推進員の紹介と進みました。従来とは異なり、推進員は来場せず各協力会社による紙面での紹介となりましたが、カラーの顔写真掲載や推進員を代表して大同生命保険(株)大豆生田氏のご挨拶を頂くなど、工夫を凝らした連絡協議会となりました。

(厚生委員会 副委員長 渡邊 美晴)

委員会紹介

組織委員会

組織委員会では、会員増強運動の中心的役割、新設法人への税務説明会・組織活動、会員活動の活性化支援・決起大会などを行っております。



メンバーは、各支部の支部長と、女性部会・源泉部会・青年部会の部長で構成されており、皆で、より魅力ある会の在り方、新しい仲間を増員に頭を悩ましています。

人が集まれば、大きなエネルギーが生まれます。それが、地域の発展へとつながっていくことを目指し、これからも仲間と共に、より良い会の在り方を、また、新しい仲間を増やしていくことに努めていきたいと思っています。

(組織委員長 田岡 慎司)



新設法人説明会 (久保支部長)

保土ヶ谷・旭・瀬谷支部連合会
事業報告会

令和4年5月12日(木)保土ヶ谷支部連合会(モンテファール)、5月13日(金)旭支部連合会(旭区民文化センターサンハート)、5月27日(金)瀬谷支部連合会(オンライン)にて、事業報告会が感染対策を行なった上で3年ぶりに開催することができました。各支部連合会事業報告会は議長選出、議事録署名人指名から始まり、令和3年度事業報告・収支決算、令和4年度事業計画・収支予

算が報告され、満場一致で承認されました。令和3年度も中止となったイベントが多く、開催できた事業はハイブリッド方式で開催された合同研修会やオンラインを利用した行事というのが印象に残りました。令和4年度は計画通り事業を実施できることを祈りたいと思います。

(旭支部連合会 渡邊 美晴)



保土ヶ谷支部連合会



旭支部連合会



瀬谷支部連合会

女性部会

第16回 全国女性フォーラム

静岡大会報告

4月14日(木)ツインメッセ静岡にて第16回全国女性フォーラム(全国より14,000名参加)が開催され、当部会より荻部副部長、石井副部長と出席いたしました。



んなことから日本初の国際映画祭「シヨートシヨートフェスティバル & アジア」を始めたそうです。戦争や文化について世界中からの参加者で話し合い、世界と繋がりを、文化を育てるきっかけになればとの思いから毎年続けられているそうです。



「大切なことは性別、年齢、国籍にとらわれず、すべてを取り払い人間としてどう感じ、どう生きるかではないでしょうか」と熱く語ってくださいました。

(女性部会長 依田紀久子)

税理士がお手伝い致します

経営者の判断は、年々の税務・経理などに関する法改正等でますます多岐に渡り、一つの判断が経営に大きな影響を与えることも十分有ります。もし以下の様な事でお悩みであれば、税理士にご相談ください。

- 帳簿の付け方・書類の保存方法などに不安がある
- 年末調整の仕方・法定調書の書き方がわからない
- 所得税の確定申告に関して
 - ・土地・建物を売却した/マイホームを購入したので住宅ローン控除を受けたい。
 - ・不動産収入を得るためのアパートを取得した/入院して多額の医療費が発生した。
 - ・株式を売却して損失が出た/満期または解約して保険金を受け取った。
- 相続税・贈与税に関して
 - ・子や孫に住宅資金・教育資金を渡したい/相続対策を考えている。
- 税務署から「お尋ね」が届いた など



東京地方税理士会 保土ヶ谷支部
 電話：045-335-4318 HP：http://hodogaya-net.com
 メール：info@hodogaya-net.com

東京地方税理士会 保土ヶ谷支部 税理士による

会員限定・無料記帳・税務相談日

9/14 (水)・10/12 (水)・11/9 (水)

いずれも時間：午後 1 時 30 分～ 4 時 30 分 会場：保土ヶ谷法人会会議室

お申込み

(公社)保土ヶ谷法人会・事務局 TEL：332-4360 FAX：333-5802
<https://www.hodogayahojinkai.or.jp/> * 申込書は HP にございます。
 ※ 1 週間前までにお申込みください



新入会員紹介 [4~5月]

支部名	法人名	住所	業種	電話番号
保・2	(有)NTAC	保) 天王町1-23-22	会計帳簿の記帳代行	332-5917
保・3	(株)マサフーズ	保) 星川3-7-24	飲食業	442-4567
保・3	(特非)ういず	保) 星川3-7-24	障害福祉サービス事業	341-5111
保・3	(株)湘南クッキングサービス 横浜事業所	保) 星川3-7-24	飲食業	341-8354
保・3	(株)山本重量	保) 峰岡町3-427-16	重量物運搬配置業	489-3187
旭・1	(株)カレントバイブス	旭) 笹野台4-19-37	電気工事業	046-293-1072
旭・2	(株)BASE	旭) 今宿西町364-25	建設業	461-9719
瀬・3	(株)あずみ	瀬) 三ツ境73-7	調剤薬局	360-8533
瀬・3	シックスソルバース(株)	瀬) 阿久和西1-9-7	建設業	884-9706

お詫びと訂正

5月号の「福利厚生ガイドブック」内の掲載写真に誤りがありました。お詫びして訂正申し上げます。
 2022年5月号P3
 「うなぎ 銀」様 TEL：045-363-2122



保土ヶ谷税務署からのお知らせ

令和5年10月1日から

消費税



インボイス制度が始まります！

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは・・・

- ▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受け、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります

売手
 (インボイス発行事業者)



買手
 (課税事業者)



登録
 手続

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
- ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です

申請手続



もっと
 詳しく

国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています。日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

軽減・インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています
 【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

説明会



特設サイト



インボイス制度・電子帳簿保存法 説明会のご案内

インボイス制度の基本的な仕組み及び令和3年度電子帳簿保存法改正の内容について、Zoom オンライン配信で説明をいたします。

日時	時間	説明内容	定員
7月27日(水)	午前9時30分～11時30分	第1部：インボイス制度（基礎編）	50名
8月24日(水)		第2部：電子帳簿保存法の改正	

【申込方法】

前日までに次の連絡先にお電話でお申込みください。
 保土ヶ谷税務署 法人課税第1部門 審理担当 045-331-1281(代表) (内線516)

【事前準備】

Zoomを使用して配信します。事前にZoomアプリをインストールしてご参加ください。研修資料は、事前に次ホームページからダウンロードし、プリントアウトの上、お手元にご用意ください。(公社)保土ヶ谷法人会ホームページ <https://www.hodogayahojinkai.or.jp/>

